

7. 大学生としてのルールとマナー

(1) 学生への連絡・通知

大学から学生への連絡には、掲示または Campus Plan 学生ポータルサイトを使用します。掲示事項、ポータルサイトを見なかったために受ける不都合は、自己責任となるので、十分に注意をしてください。

①掲示

掲示による連絡等は、講義棟 1 階のエレベーターホール・管理棟 1 階学生窓口前に設置されている掲示板を使用します。

②Campus Plan 学生ポータルサイト

- ・大学からの連絡や情報を学外から見るができるように「Campus Plan 学生ポータルサイト」による情報提供を行います。
- ・「Campus Plan 学生ポータルサイト」による連絡は、いつでも確認できるよう自分のメールアドレスへ転送設定しておいてください。

〔注意事項〕

◎学生への連絡や通知は上記の通り、①講義棟 1 階のエレベーターホール・管理棟 1 階学生窓口前に設置されている掲示板での掲示、及び、②Web 学生ポータルサイトによって行います。①②ともに、一度掲示・通知したことがらは、周知されたものとして取り扱います。

また、Web 学生ポータルサイトには、通知内容を電子メールとして転送するサービスが付随しています。大切な連絡等を行いますので、必ず受信できるように設定をしてください。

掲示・Web 学生ポータルサイトによる通知を見落としのために生じる不利益は、本人の自己責任となります。受付期間を定めている場合は、期間終了後は、受け付けられないので注意してください。

◎保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできませんので、電話口への取次や放送は、原則として一切行いません。

また、個人情報保護の観点から住所・電話番号等に関する問い合わせにも、特別な事情のある場合を除いて一切応じてません。

(2) 大学構内への立ち入り

本学の建物（管理棟、講義棟 C 棟・D 棟・E 棟、厚生棟）は、機械警備を利用してい

る都合上、学生は下記の時間帯に立ち入ることが出来ません。

厚生棟	月～金	20：00～翌日 7：30	土	18：00～翌月曜日 7：30
講義棟	月～金	20：00～翌日 8：00	土	18：00～翌月曜日 8：00

（３）大学施設利用のマナー

大学の施設は公共の施設です。施設・備品の利用・使用に際しては、丁寧に取り扱い、清掃・整備状況に注意しなければなりません。

万一、破損・汚損等をした場合は、速やかに事務室に届出てください。破損・汚損の程度と使用状況により、弁済又は補修を依頼する場合があります。

また、施設・備品の破損や汚損を発見した場合は、破損、汚損の状況を事務室に届出てください。

（４）スマートフォン・携帯電話使用のマナー

教員の指示又は指導による場合を除き、授業時間中のスマートフォン・携帯電話の使用は禁止とします。

静かな環境を保つため、教室、図書館、管理棟等ではスマートフォン・携帯電話の通話を控えてください。通話・メールともにマナーを守って適切に利用しましょう。後述の、情報モラルへの十分な配慮も必要です。

（５）情報モラルとハラスメント

①情報モラル

〔個人情報等の公開によるトラブル〕

ブログやツイッター、LINE などのSNSなどに個人情報や写真、個人の見解等を投稿することで、思わぬトラブルを引き起こす場合があります。インターネット上の情報は原則として全世界に公開されます。いったんウェブ上に投稿された記事や画像は、削除したとしても履歴が残り、投稿者の意思に反して悪用されたり、一人歩きしたりする場合も少なくありません。自分自身の情報であっても、むやみな公開は控えましょう。実名や年齢、所属、行動の予定・履歴（使用している駅の名前、旅行日程や宿泊先）等個人が特定できる情報を公開することによって、ストーキングを含めた脅しや嫌がらせを受けた例もあります。また、自分の意見を発信する際には、それが他人にどう受け取られるか、その情報が将来の自分にどのように関わるか、ということまで慎重に考える必要があります。

〔人格・人権の尊重〕

他人の人格を傷つけたり、人権を蔑ろにするような投稿を行うこと、また他人の個人

情報や写真を公開することは厳に慎んでください。また、自分の公開している情報や写真が、知らないうちに他人の著作権や肖像権、プライバシーを侵害していないか注意することも大切です。裁判に発展した例もあります。

〔有料サイトの利用〕

近年、インターネットの普及とともに、それにとまなうトラブルも増加しつつあります。誰でも巻き込まれる可能性がある問題ですので、有料サイトは利用規約をよく確認し、料金体系を理解した上で利用してください。また、課金の必要なゲームなどは、支払いが可能な範囲で計画的に利用しましょう。心当たりのない請求が来たときには、支払い義務があるかどうかよく確認する必要があります。

〔詐欺被害にあわないために〕

・ **ワンクリック詐欺** ウェブ上のリンクや画像等をクリックしただけで勝手に登録され、利用料金を請求されることがあります。たとえIPアドレス等が登録されても、そこから氏名や連絡先などの個人情報が判明することはありません。身に覚えのない請求は原則として無視してください。

・ **フィッシング詐欺** 実在のクレジット会社や銀行になりすまして案内メールを送り、暗証番号などを盗み出す手口です。メール本文中のリンクをクリックすると、フィッシングサイトに誘導される危険性があります。電話や公式サイトを使って確認しましょう。

②ハラスメント行為

大学における教育・研究活動のなかで、適切な教育や指導の範囲を超えてハラスメント（嫌がらせやいじめ行為）を受けていると感じたときには、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなた自身が被害に遭っていなくても、身近でそういう事態を見聞きした場合にも同様です。下記のような事例はハラスメントに該当します。

◇ハラスメントの事例

アカデミックハラスメント 教員がその権力を乱用し、学生に対して行う嫌がらせ行為を「アカデミックハラスメント」と呼びます。たとえば、正当な理由がないのに、文献・図書・実験器具・大学施設の利用を許可しない、正当な理由を示さずに単位を与えない、必要な教育・研究指導を行わない、学生の研究成果を指導教員が不当に奪う、教員が学生に対して暴力や誹謗中傷を行う、私的な奉仕を求める、家族関係や恋人・友人などのプライベートについて必要以上に知ろうとする、等があげられます。

セクシャルハラスメント 性的な言動によって相手を不快にさせる嫌がらせ行為を「セクシャルハラスメント」と呼びます。たとえば、相手が望まないのに性的なはたらきかけ（交際の要求、性行為への誘いかけ、むやみに相手の身体に触る、相手が望まないのに写真撮影をする）を行う、性的要求に従わない相手に不利益を与えたり、あるいは従った相手に利益を与えたりする、性的な言動等によって他の人に不快感を与えるような環境を

作り出す、等があてはまります。

◇被害に遭ったときには

「嫌だといわなかったから」「自分が悪いから」などと自分を責める必要はありません。とっさに「やめてください」と言えないのがハラスメントの特徴です。もし可能であれば、「嫌な気持」であることを相手に伝えましょう。言いにくい場合は、一人で悩まず信頼できる人に相談してください。

いつ、どこで、どのような被害に遭ったかという被害状況を記録しておく、問題を解決しようとするときに、客観的な判断の材料になります。特に繰り返され被害に遭うような場合には、記録をつけておくことをお勧めします。

◇ハラスメント委員会

ハラスメントの被害にあったと思ったら、ハラスメント委員会に相談してください。本学では、学部ごとにハラスメント委員会を設置し、ハラスメント事象の解決に当たっています。

担任の教員を通じて、相談するか、P. の悩み相談窓口で投書・電話・メールのいずれかの方法で相談してください。いずれの場合も、相談者の個人情報厳重に秘匿します。

③ストーカー行為

ストーキング（つきまとい）は犯罪です。たとえ好意に基づくものであっても、次のような行動は法律によって処罰の対象となる場合があります。知らないうちに加害者にならないよう、十分注意してください。

- ・つきまとい（尾行）・待ち伏せ・押しかけ等の行為を行う。
- ・「監視している」と相手に告げたり、気づかせたりする。
- ・拒否しているにもかかわらず面会や交際を要求する。
- ・乱暴な言動を取る、無言電話を掛ける、電話・電子メール・LINE等を連続して送る。
- ・相手の名誉を傷つけたり、性的な羞恥心を起こさせる行動を取る。

ストーキングされていると感じたら、エスカレートして深刻な被害を受けないうちに対処することが必要です。まずは家族や友人、大学に相談し、身の危険を感じた場合にはすぐさま警察に相談してください。警察や弁護士に相談する際の資料として、メールや写真、日記などで記録（証拠）を残しておくことも有効です。

大学生になって一人暮らしをはじめる人も多いと思います。防犯上の注意（戸締まりや窓から部屋が見えないように注意する、一人暮らしと分からないように装う、来客は確認してからドアを開ける等）を怠らず、親元と常に連絡を取れるようにしておきましょう。

大学への相談は1) ハラスメント行為の相談窓口と同じですが、特に、女子学生の場合は、「女性被害相談窓口」を設けています。（P. 参照）この窓口では、女性の担当者が窓口となりますので、「勘違いかも」と思うような場合でも、気軽に相談してください。

(6) 貴重品の管理

大学内の防犯体制には十分に注意を払っていますが、構内で盗難に遭う可能性がないわけではありません。持ち物には、名前を記入するなど自己管理に努めてください。

また、お金や貴重品は必ず身につけて、十分注意を払って不愉快な事態を未然に防ぐようにしましょう。

- ・貴重品は必ず携帯し、荷物などを放置しないようにしましょう。
- ・ロッカーは必ず施錠するようにしましょう。
- ・キャッシュカードの暗証番号は安易にわかるものを設定しないようにしましょう。
- ・被害にあった場合には、直ちに交番に届け出、銀行等でカードの利用停止等の手続きを取るようにしましょう。また、盗難に遭った品物が拾得物として事務室（学生部）に届けられている可能性もありますので確認してください。

※かばん、財布は、常に目の届くところに！

(7) 犯罪被害に遭わないために

〔薬物（ドラッグ）〕

薬物所持・売買等によって大学生が検挙される例が数多く報道されています。「一度くらいなら」「友達の紹介だから」といった安易で興味本位の考え方から薬物を使用してしまうと、あなたの人生に取り返しのつかない影響を及ぼすことになります。

また、近年「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して、あたかも身体影響がなく、安全・合法であるかのようなふれこみで売買される薬物（危険ドラッグ）が急増しています。これらは大麻や麻薬、覚醒剤などの化学構造を少し変えただけの成分が含まれており、危険かつ違法な薬物ですから、絶対に使用しないようにしましょう。

ドラッグは、薬物依存、急性中毒、心身両面の後遺症など、脳と心を蝕む大きな危険をはらんでいます。薬物乱用の害は半永久的に続き、治療を行っても完全には回復しません。大切な人生を棒に振ることのないよう、誘いはきっぱりと断りましょう。麻薬等の違法薬物を使用することは、たとえ一回でも重大な犯罪です。

〔学生ローン・クレジットカード〕

消費者金融や学生ローンを安易に利用してしまう学生がいますが、利息が利息を生んで多額の借金になり、学生生活を破綻させることになりますので十分に注意してください。

クレジットカードは現金がなくても商品が購入でき非常に便利ですが、返済可能な額を超えて利用してしまう危険性をはらんでいます。一定の計画性をもって、慎重に利用するようにしましょう。

〔悪徳商法〕

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、社会的経験が乏しい

学生につけこみ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。「楽しんで儲かる」うまい話には注意し、誘われたときにはあいまいな態度を取らず、はっきりと断るようにしましょう。また、多額の支出・振り込みを求められた場合には、一旦冷静になって、周囲の人と相談するようにしましょう。

◇悪徳商法の例

キャッチセールス 路上や人の多く集まる場所で声をかけ、映画やエステティックサロンの会員権、旅行、化粧品等を高額で売りつけます。

アポイントセールス（電話誘惑販売） 「当選したので景品を取りに来るように」「特別優遇に該当するので来て欲しい」などとはがきや電話で呼び出し、学習教材、資格講座、アクセサリ、各種会員権等の契約をさせます。

マルチ商法 近年、詐欺まがいのネットワークビジネスへの勧誘も増えています。ネットワークビジネスの多くは、**MLM**（マルチレベルマーケティング）、いわゆる「マルチ商法」であり、「入会するには入会金が必要だが、友人を紹介すれば紹介手数料が入り、すぐに儲けられる」等、儲け話として紹介されますが、簡単に利益が上がる（楽しんで儲かる）、必ず儲かるようなものではありません。浄水器、寝具、健康食品、化粧品等、さまざまな手口がありますが、多くの在庫を抱え、むしろ借金に苦しむことになる可能性があります。また、「マルチ商法」は人間関係を換金するシステムであるため、友人・知人、親・兄弟・親戚といった人間関係を破綻させることになりかねません。ネットワークビジネスへの勧誘という行為自体は違法性がなく、勧誘に応じる（契約する）かどうかは最終的には個人の判断・責任となります。知人や友人等からの勧誘であっても、情に流されたり、安易に契約したりすることなく、商品や金銭負担の内容、取引の仕組み、利益の計算方法、リスク等を理解し、冷静かつ客観的な判断を下すようにしてください。このような勧誘にあった等、判断に迷うことがあれば、まずは担任に連絡してください。なお、仮に契約してしまった場合でも、クーリングオフ制度による契約の解除が可能です。ネットワークビジネスの勧誘や契約で困ったことや不安なことがあったら、消費生活センターが相談を受け付けていますので、連絡・相談してください。

大阪府消費生活センター 電話：06-6616-0888（相談専用）

消費者ホットライン 電話：（局番なし）188（大阪府民のみ）

振り込め詐欺（特殊詐欺） 電話で「オレだよ、オレ」と言って家族を装い、家族に交通事故の示談金や借金返済といった名目で現金を騙し取ったり、警察官や弁護士などを名乗り示談金を振り込ませたりする手口です。本当の出来事がどうか、振り込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。似た手口として、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺などがあります。

〔カルト団体の勧誘〕

大学の内外で部やサークル、あるいはアンケート調査等を装って学生を勧誘するカルト団体に関する報道が新聞等でなされています。カルト団体とは、反社会的で危険な活動をなす団体のことです。なかにはマインド・コントロールによって強制的な勧誘や多額の寄付金の要求、犯罪や虐待等を行う組織もあります。

カルト系団体に入会してしまいますと、皆さんの貴重な時間が奪われるばかりか、精神的・肉体的・経済的にも大変な負担となり、学生時代が台無しになってしまいます。くれぐれも注意するとともに、カルト系団体であると感じたときは、きっぱりと勧誘を断る強い意志をもって行動してください。またおかしいと思ったら、個人情報（名前、電話番号、住所など）を絶対に教えてはいけません。

（８）禁止行為

本学では、諸規程に違背したもの、大学又は社会の秩序を乱した者、および、学生の本分に反する行為を行った者を懲戒対象とする旨を学則に定めています。

特に、懲戒として、退学の対象となる行為は次の通りです。

- （ア） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （イ） 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- （ウ） 正当の理由なくして出席常でない者
- （エ） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

ここで、「学生としての本分に著しく反した」行為とは次のような行為をさします。

- （ア） 犯罪行為
- （イ） ハラスメント行為
- （ウ） 情報倫理に反する行為
- （エ） 研究活動上の不正行為
- （オ） 定期試験等の不正行為
- （カ） 建造物又は器物等の損壊行為・汚損行為
- （キ） その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為

（９）社会生活のルール

①法令の遵守

近年、大学生による性犯罪や薬物乱用等により逮捕者が出るなど、学生の不幸事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、法律によって厳罰に処せられるとともに、大学においても規程に従って厳しい懲戒処分を行うことになり、一人ひとりの将来に大きな影響を及ぼすことになります。学生の皆さんは、日常の様々な行動の中で、法令遵守や人権尊重の重要性を自覚し、良識ある行動をとるようにしてください。

②飲酒

未成年の飲酒は法律によって禁止されています。また、成年（満20歳）に達していても、不適切な飲酒は健康を害したり、事件や事故を引き起こしたりすることがあります。お酒に関するルールとマナーを身につけるようにしてください。

- ・未成年者にお酒を飲ませてはいけません。
- ・酒気を帯びて車両等を運転することは法律で禁止されています。運転者に飲酒を勧めたり、運転手が飲酒をしているのを知りながらその車両に同乗したりすることも、禁止されています。
- ・お酒を無理に勧めたり、イッキ飲みをさせたりすることは、アルコール・ハラスメント（飲酒にまつわる人権侵害）です。体質によっては生命にかかわることもあり、裁判によって賠償を求められた例もあります。絶対に行わないようにしてください。
- ・お酒を飲むときには、ふさわしい時間・場所・状況を考えましょう。
- ・迷惑行為（暴言、暴力、からむ、悪ふざけ、セクハラなど）はやめましょう。
- ・薬の服用時やスポーツ前の飲酒、飲酒直後の入浴は危険です。

③喫煙

未成年の喫煙は法律によって禁止されています。また、健康増進法第25条の定めにより、大学敷地内及び周辺道路、住宅地内等での喫煙を禁止します。喫煙は本人にとって害となるだけでなく、周りの人の健康にも悪影響を与えますので、喫煙の習慣はやめましょう。

また、吹田市では条例によって、私有地を除く全域で「歩きたばこ」「吸い殻のポイ捨て」が禁止されています。また、環境美化推進重点地区・路上喫煙禁止区域では、指定場所以外での喫煙が禁止されています（指導に従わなかった場合、2,000円の科料が科せられます）。詳しくは吹田市のサイト（下記）を参照してください。

http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/chiikikankyo/_63021.html

④交通のルールとマナー

自転車・バイク等を利用する際には、社会の一員としての自覚を持ち、常に安全を心掛け、周囲に配慮した運転を怠らないようにしてください。

バイクはもちろんのこと、自転車の運転についても十分注意が必要です。歩行者との事故により5,000万円という損害賠償命令が出たこともあります。また、自転車による交通違反は自動車等と異なり反則金制度の適用外のため、不起訴とならない限り罰金や懲役刑が求められます。

2015年6月1日から自転車の新しいルール「自転車運転者講習制度」が始まりました。一定の危険な違反行為をして2回以上検挙され又は事故を起こした悪質自転車運転者は、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。受講に従わない場合は、5万円以下の罰金が科されます。



【一定の危険な違反行為（危険行為）について】

- ◆ 通行禁止違反（歩行者専用道路の通行など）
- ◆ 通行区分違反（車道の右側通行、道路右側の路側帯通行、歩行者用路側帯通行）
- ◆ 路側帯での歩行者妨害（路側帯を通行する際に、歩行者の通行を妨害するなど）
- ◆ 遮断踏切立入り（警報機が作動している間の踏切への立入りなど）
- ◆ 整備不良車の運転（制動装置が備えていない自転車の運転など）
- ◆ 指定場所一時不停止等 ◆ 信号無視 ◆ 歩道での歩行者妨害 ◆ 酒酔い運転

（１０）近隣への配慮とマナー

大学は、所在地域の住民・通勤者など近隣の理解と協力によって、その運営が正常になれます。大勢の人が集まるというだけでも、人によっては迷惑と感ずる場合があります。

学生の皆さんは、大学が近隣の理解と協力によって支えられているという事実を理解し、交通マナーを遵守し、ゴミ放置などのマナー違反のないように心がけてください。

具体的には、次のような行為のないよう注意してください。

- ・大学前道路の信号のないところでの横断
- ・路上や公園等で大声を出して騒ぐこと
- ・路上や公園等でのごみの放置
- ・片山公園等での喫煙
- ・大学構外での自転車・バイクの駐輪・駐車